

報道関係各位

件 名 職員の懲戒処分について

1 概要

飯能市遺族会名義の口座から不正に入手したキャッシュカードを使い、現金自動預払機（ATM）から現金を引き出し盗んだ窃盗容疑で令和2年6月22日に本市職員が逮捕された事件について、当該職員を本日付で懲戒免職処分としました。

このような行為は法令遵守の義務に違反する行為であり、著しく信用を失墜させ、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるため、地方公務員法に基づく懲戒処分として最も重い免職としました。

2 内容

別紙のとおり

担当者 職員課長 須田隆行
連絡先 042-973-2111
内線 330